

随意契約理由書

1 業 務 名	高速道路における逆走事案の調査・分析業務（2020年度）
2 業 者 名	公益財団法人 交通事故総合分析センター
3	
<p>本業務は、高速道路において発生した逆走事案を対象に、警察庁が保有する逆走調査票と各高速道路会社が保有する道路構造物等データに基づいて逆走事案に関するデータベース作成するとともに、特定の逆走事案について追跡調査を行い、これらの結果をもとに高速道路における効果的な逆走対策の立案のための分析を行うものである。</p> <p>当該調査において契約相手方に求める要件として、①逆走当事者にインタビュー等追跡調査を行うため、インタビュー等調査のノウハウを有していること、②警察から逆走当該者等の個人に関する情報の提供を受けることができることが必須である。</p> <p>公益財団法人 交通事故総合分析センター（以下 「同センター」）は、科学的な研究を目的として、毎年140件程度の事故調査を実施しており、当事者へのインタビュー等追跡調査に関する多くの専門的で高度な知識、ノウハウを有している。また、当該調査は道路交通法第百八条の十四の事故例調査に該当するが、同法百八条の十六により、警察署長から逆走当該者等の個人に関する情報の提供を受けることができるのは、警察以外においては同法百八条の十三による「交通事故調査分析センター」の指定を受けた同センターのみであるため、本業務を実施する要件を唯一具備する法人であると認められる。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	